

別紙

諮問第993号

答 申

1 審査会の結論

「土地分割評価届出書」及び「画地補正率等に係る現認届出書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定並びに「住宅用地（同一画地）認定調査票」を一部開示とした実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路（昭和〇年〇月〇日第〇号）の位置の指定について、〇〇区〇〇町〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇の土地について、都市整備局建築課調査係は境界より50cm離隔をとって位置を指定したと主張しているが、道路でないのであれば課税されるべき土地ではないのか。当時の免税申請書を開示してもらいたい」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年12月28日付けで行った非開示決定及び一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

請求文書の内容は、すでに土地評価証明書によって公にされている情報であって、非開示とする理由はなく、実施機関は条例の運用を誤っていると思われることから、非開示部分の決定を取り消し、全部開示とするよう求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおり

である。

(1) 非開示決定（存否応答拒否）について

「土地分割評価届出書」及び「画地補正率等に係る現認届出書」は、土地所有者が各区に所在する都税事務所宛てに申告を行う書類であることから、土地所有者からの申告の有無により、当該土地を分割評価しているか否か、及び当該土地に係る課税又は非課税の取扱いを推察できることになることから、その存否を明らかにすることは、条例7条2号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定により、存否を明らかにしないで開示請求を拒否した。

ア 条例7条2号について

当該文書に記載されている情報が個人のものである場合、特定の個人が識別できるものであることに加え、当該個人が所有する財産に係る情報を開示することで権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当する。

イ 条例7条6号について

当該文書に記載されている情報は当該土地の税務情報であり、これを公にすることで納税者である当該土地の所有者からの信頼が損なわれ、今後の税務行政に支障をきたすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

(2) 一部開示決定について

「住宅用地（同一画地）認定調査票」に記載されている「氏名」、「名称」及び「住所」については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号に該当することから非開示とした。

また、「氏名コード」については、当該情報からは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号に該当することから非開示とした。

さらに、「地目」、「地区」、「小規模地積」、「超過地積」、「非住宅地積」、「家屋の状況」、「同一画地の所在」、「認定記録」及び「備考」については、当該情報からは特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の財産情報を明らかにし、権利利益を

害するおそれがある情報であり、条例7条2号に該当することから非開示とした。

また、上記非開示情報については、実施機関が税務調査で知り得た情報であり、公にすることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなるとおそれがあるため行政運営に支障をきたす情報であり、条例7条6号に該当することから非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-----------------------|
| 平成28年 2月24日 | 諮問 |
| 平成28年 4月20日 | 新規概要説明（第168回第一部会） |
| 平成28年 9月13日 | 審議（第172回第一部会） |
| 平成28年10月12日 | 実施機関から理由説明書收受 |
| 平成28年10月25日 | 実施機関から説明聴取（第173回第一部会） |
| 平成28年11月16日 | 審議（第174回第一部会） |
| 平成28年12月21日 | 審議（第175回第一部会） |

(2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 土地の評価額の決定に係る調査等について

土地の評価は、地方税法（昭和25年法律第226号）388条の規定により総務大臣

が定める固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）に基づいて行うこととされている。さらに、特別区の存する区域内の土地の評価については、評価基準において都知事が必要に応じて定めることとされており、所要の補正や事務処理の細目を「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和38年5月22日主課固発第174号。以下「取扱要領」という。）で規定している。

評価基準では、土地の評価は原則として一筆の土地を単位として行うこととしつつ例外を認めており、取扱要領において、「土地の形状、利用状況等からみて、一筆一単位で評価することが評価の均衡上特に不相当と認められる土地で、所有者から『土地分割評価届出書』の提出があったものについては、現地調査を行った上で、当該届出書の内容が適当と認められる場合には、当該利用区分をもって単位とすることができる。」と規定されている。

また、上記の例外的な取扱いについては、取扱要領において、「『画地補正率等に係る現認届出書』及び『固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）』の提出があったものは、『土地分割評価届出書』の提出があったものとして取り扱っても差し支えないものとする。」と規定されている。

イ 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用に係る事務について

地方税法349条の3の2の規定により、専ら人の居住の用に供する家屋等の敷地の用に供されている土地に対しては、特例（以下「住宅用地特例」という。）が適用され税額が軽減される。

また、前記アのとおり、固定資産税の評価において原則として一筆を一画地とするが、複数筆をもって一画地とする場合もあり、そのような場合については、同一画地として「住宅用地（同一画地）認定調査票」に、住宅用地特例の適用状況についての記載がなされ、同一画地とされた構成筆を同調査票により管理している。

ウ 本件請求文書及び本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路（昭和〇年〇月〇日第〇号）の位置の指定について、〇〇区〇〇町〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇の土地について、都市整備局建築課調査係は境界より50cm離隔をとって位置を指定したと主張しているが、道路でないのであれば課税されるべき土地で

はないのか。当時の免税申請書を開示してもらいたい」（以下「本件開示請求」という。）であり、本件開示請求に記載されている上記地番に係る土地の課税状況に関する文書の開示を求めるものであると解される。

審査会が実施機関に確認したところ、本件開示請求に係る対象とすべき公文書については、「土地分割評価届出書」、「画地補正率等に係る現認届出書」、「固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）」及び「住宅用地（同一画地）認定調査票」と解されるが、「固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）」については、異議申立人から本件開示請求の対象から除外する旨の申告があったとのことである。

上記の点を踏まえて実施機関は、当該地番の土地に係る「土地分割評価届出書」及び「画地補正率等に係る現認届出書」（以下「本件請求文書」という。）並びに「住宅用地（同一画地）認定調査票」（以下「本件対象公文書」という。）を本件開示請求の対象として特定し、本件請求文書については、その存否を答えることで条例7条2号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定を行った。

また、本件対象公文書に記載されている「氏名」、「名称」、「住所」、「氏名コード」、「地目」、「地区」、「小規模地積」、「超過地積」、「非住宅地積」、「家屋の状況」、「同一画地の所在」、「認定記録」及び「備考」（以下「本件非開示情報」という。）については、条例7条2号及び6号に該当するとして、一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定しており、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当

該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

次に、条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

また、条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

オ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

審査会が調査したところ、本件開示請求に記載されている地番に係る土地については、個人を所有者とする土地であることが確認できた。

また、審査会が検討したところ、本件開示請求は特定の地番に係る土地の課税状況に関するものであり、地方税の制度上「本件請求文書」及び「固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）」は、土地所有者から任意に提出されるものであることから、その存否を答えることにより、当該土地の所有者から本件請求文書の提出がなされたか否か（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

そこで、次に本件存否情報が条例7条2号及び6号に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討すると、実施機関によれば、土地の評価は前記アのとおり原則として一筆の土地を単位として行うこととされているところ、利用状況が著しく異なる場合には、当該土地の所有者からの本件請求文書による申告に基づき、実施機関において当該利用区分をもって単位とし、それぞれに分割して評価を行うことができるとのことである。したがって、本件存否情報については、当該土地の所有者の財産に係る情報であり、公にすることにより、特定の個人が識別されるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

また、異議申立人は、請求した文書の内容は、すでに「土地評価証明書」によって公にされている情報であるため、非開示とする理由はない旨主張する。

この点につき、審査会が実施機関に確認したところ、異議申立人が主張する「土地評価証明書」は「固定資産（土地）評価証明書」（以下「証明書」という。）を指すものであると解されるが、本件請求文書と証明書の記載情報は同一ではなく、当該証明書を取得することができる者は土地の所有者、賃借人等に限定されており、誰もが取得できる文書ではないとのことである。

さらに、実施機関は、当該証明書には、登記上の筆を単位として情報が記載されるものであることから、仮に本件請求文書の提出があった場合であっても、土地について分割して評価をしたとする情報等についての記載はされない旨を合わせて主張する。

これらのことを踏まえて、同号ただし書該当性について検討すると、本件存否情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。さらに、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例7条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条の規定に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、前記アのとおり、「『画地補正率等に係る現認届出書』及び『固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）』の提出があったものは、『土地分割評価届出書』の提出があったものとして取り扱っても差し支えないものとする。」と規定されているところ、「固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）」については、実施機関と異議申立人との本件開示請求に係る対象とすべき公文書の特定において、請求の対象から除したところであるが、「画地補正率等に係る現認届出書」は、それだけで本件開示請求の趣旨に合ったものであること、また、土地所有者から任意に提出されるものであることから、当該届出書に係る決定は妥当である。

カ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

本件対象公文書は、住宅の用に供される土地に対する税負担の軽減措置の適否、また、その根拠となる調査結果等を実施機関において記載する文書である。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、実施機関において開示した「事務所名」、「町名」、「地番」、「全体地積」等の情報及び実施機関において非開示とした本件非開示情報の各欄から構成されており、特定地番の土地に係る課税情報が記載されていることが確認できた。

本件非開示情報は、土地所有者に係る税務情報であり、公にすることにより、納税者である土地の所有者からの信頼関係が損なわれ、今後租税の賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示情報は、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平